



イーバンク銀行株式会社

登録番号：登録金融機関 関東財務局長(登金)第609号

加入協会：日本証券業協会 金融先物取引業協会

特定口座約款の変更について

いつもイーバンク銀行をご利用いただきまして、ありがとうございます。

このたび証券税制の変更に伴い、2009年11月23日より特定口座約款を変更いたします。

【変更理由】

2010年より、特定口座（源泉徴収あり）において、上場株式等の配当金・公募株式投資信託の収益分配金を受け入れることが可能となり、特定口座内で損益通算ができるようになります。これに伴う要件と権利義務関係等について明確にするためです。

変更箇所については、以下の「新旧対照表」をご覧ください。

なお、画面変更等については、別途当行 web ページ上にてご案内させていただきます。

特定口座約款変更 新旧対照表

現行	変更後
<p>1.(本約款の趣旨)</p> <p>(1)本約款は、租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定により、お客さまが特定口座内保管上場株式等(同項に規定する特定口座に保管の委託がされる上場株式等をいいます。以下同じ。)の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために、イーバンク銀行株式会社(以下「当行」といいます。)において設定する特定口座における上場株式等の保管の委託について、同条第3項第2号に定める要件及び当行との権利義務関係を明確にすることを目的とします。</p>	<p>1.(本約款の趣旨)</p> <p><u>(1)本約款は、次の要件及び当行との権利義務関係を明確にすることを目的とします。</u></p> <p><u>租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定により、お客さまが特定口座内保管上場株式等(同項に規定する特定口座に保管の委託がされる上場株式等をいいます。以下同じ。)の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために、イーバンク銀行株式会社(以下「当行」といいます。)において設定する特定口座における上場株式等の保管の委託について、同条第3項第2号に定める要件</u></p> <p><u>お客さまが租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当社に開設された特定口座(源泉徴収選択口座に限ります。)における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に定める要件</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3.(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出)</p> <p><u>(1)お客さまが租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当社が定める日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。</u></p> <p><u>(2)お客さまが租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当</u></p>

	<p><u>等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当社が定める日までに、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 3 項及び同法施行令第 25 条の 10 の 13 第 4 項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。</u></p>
3 .(特定保管勘定における保管の委託等)	<u>4 .(特定保管勘定における保管の委託等)</u>
(新設)	<u>5 .(特定上場株式配当等勘定における処理)</u> <u>源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定 (上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定) において行います。</u>
4 .(特定口座を通じた取引)	<u>6 .(特定口座を通じた取引)</u>
5 .(所得金額等の計算) 当行は、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得金額等の計算を、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき行います。	<u>7 .(所得金額等の計算)</u> 当行は、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得金額等の計算を、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき行います。 <u>また、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 6 項及び関連政省令の定めに基づき行います。</u>
6 .(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)	<u>8 .(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)</u>
(新設)	<u>9 .(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)</u> <u>当行はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの (租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号に規定する上場株式等保管委託契約に基づく特定保管勘定で管理されている特定口座内保管上場株式等に係る配当等に限る。) のみを</u>

	<p><u>受入れます。</u></p> <p><u>租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの</u></p> <p><u>租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの</u></p> <p><u>租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの</u></p>
7.(源泉徴収)	<u>10.</u> (源泉徴収)
8.(特定口座内保管上場株式等公募株式等の払出に関する通知)	<u>11.</u> (特定口座内保管上場株式等公募株式等の払出に関する通知)
9.(年間取引報告書等の送付)	<u>12.</u> (年間取引報告書等の送付)
10.(届出事項の変更)	<u>13.</u> (届出事項の変更)
11.(特定口座の廃止)	<u>14.</u> (特定口座の廃止)
12.(免責事項)	<u>15.</u> (免責事項)
13.(特定口座に係る事務)	<u>16.</u> (特定口座に係る事務)
14.(合意管轄)	<u>17.</u> (合意管轄)
15.(本約款の変更)	<u>18.</u> (本約款の変更)